

子ども手当制度の協議について

【担当省庁】厚生労働省

子ども手当については、平成 23 年 9 月まで、平成 22 年度と同制度で延長されたところですが、東日本大震災への対応が大きく影響したとはいえ、子育て家庭をはじめ社会に大きな不安と混乱を招いているところであり、一刻も早い制度の確立が求められています。

については、子ども手当制度の確立に向けて、次のとおり提案します。

＜京都府からの提案＞

- 1 平成 23 年 10 月以降の子ども手当の扱いについて、震災復興財源の議論とは切り離して、地方公共団体等の意見を聞き、早急に方針を示すこと。
- 2 新たな制度の構築に当たっては、従来の児童手当制度に単純に戻すということではなく、子ども手当創設の原点に立ち返り、これまでに国と地方との協議によって積み重ねられた内容を踏まえて対応すること。
- 3 新たな制度の実施に当たっては、市町村の事務が円滑かつ適正に行えるよう、十分な時間的余裕を持って、国の責任において説明するとともに、必要な財政措置を講じること。

京都府の現状・課題等

◆ 負担割合

支給対象児童		国	都道府県	市町村
0歳～3歳未満	被用者	11/13	1/13	1/13
	非被用者	19/39	10/39	10/39
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	29/39	5/39	5/39
	第3子以降	19/39	10/39	10/39
中学生		10/10	-	-

◆ 経 過

<平成 22 年度>

▷ 月額 13,000 円 (対象：中学卒業までの子)

<平成 23 年度>

▷ 平成 23 年度法案(3 歳未満を月額 20,000 円に引き上げ)が提案されたが、取り下げ

▷ つなぎ法により、平成 22 年度法を平成 23 年 9 月まで延長

▷ 平成 23 年 10 月以降の取り扱いは未定(一部報道によれば、子ども手当を廃止し、児童手当を復活)

【京都府の担当部局】

健康福祉部 こども未来課 075-414-4581